

令和 6 年 3 月 会 議
第 9 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 6 年 3 月 28 日(木)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫
議席番号 8 番	木 村 寛		

欠 席 委 員

議席番号 5 番 山 田 誠 一

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当	山 田 英 毅	第 3 地区担当	志 澤 輝 彦
第 2 地区担当	峯 山 健 吾		

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 60 号	農用地利用集積計画決定事案
議案第 61 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
議案第 62 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案
議案第 63 号	綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程の一部を改正する規程について

議案第 64 号 綾瀬市農業委員会令和 6 年度最適化活動の目標の設定等案の承認について

報告第 14 号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山 豊
次 長	三 枝 利 行
総 括 副 主 幹	森 山 由起子
主 事	鈴 木 孝 治
主 事	小 林 優

9 時 30 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）（挨拶）

ただ今より第 9 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、5 番山田委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがいまして、現在の委員数は 13 名、推進委員は 3 名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、2 番比留川 賢次委員、3 番 笠間委員のご両名にお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（森山総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。

事前に配布させていただきました総会議案書、協議会資料のほか、本日皆様の机上に諸般の報告、農政時報をお配りしておりますので御確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。22 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 1 班の委員が出席される予定でございます。同日、第 10 回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。

30 日、第 10 回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。

総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。農用地利用集積計画決定 11 件 17,106 平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明 3 件 7,322 平方メートル、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 1 件 2,721 平方メートル、法第 5 条届出 3 件 948.55 平方メートル、法第 6 条農地所有適格法人の事業等の報告 1 件 10,803 平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。それでは、日程第 1 号、議案第 60 号、

農用地利用集積計画決定事案を議題といたします。

整理番号 116 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 116 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 4,758 平方メートル、申出地は[REDACTED]、地目畑、地積 667 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

利用目的は果樹、設定初年は平成 24 年、5 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、7 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、利用集積による畑、3,888 平方メートル、樹園地、870 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、防除機を保有しており、農業従事者は本人と父母の 3 名で、従事日数は 340 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告願います。13 番 早川 新市委員。

○13 番（早川 新市君）本件について、3 月 19 日、第 4 班私のほか大塚委員、志澤委員、事務局 1 名、計 4 名で、審議案件につきまして、現地調査を行いましたのでご報告いたします。現地の状況は、リンゴ、ユズ、ブルーベリーが作付けされて第 4 班といたしまして、利用集積の継続に問題がないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤推進委員。

○第 3 地区（志澤 輝彦君）本日、審議の農用地利用集積計画議案について、3 月 19 日午前 9 時から、4 班の早川委員、大塚委員、事務局に同行し 4 名で確認させていただきました。

なお、本日の案件を全て、同日、同メンバーで行いましたので、以後割愛させていただきます

ます。整理番号 116 の現地を確認したところ、先ほど早川委員からお話あったとおり、リンゴ、ユズ、ブルーベリーが作付けされており、農地として適正に管理されておりました。また、賃借人は園芸協会に加入されているということで、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを考えまして、利用集積の決定は、妥当であると考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 116 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 117 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 117 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 7,702.26 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■外 2 筆、地目畑、地積合計 2,970 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は平成 30 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、50 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑、3,246 平方メートル、利用集積による畑、4,456.26 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 250 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告願います。13番 早川 新市 委員。

○13番（早川 新市君）現地の状況は、耕うん状態で、農地として適正に管理されていました。第4班といたしましては利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第3地区 志澤推進委員。

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号117の申請地を確認したところ、耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。今回3回目ということもあり、推進員といたしましては、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆さんのご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号117番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号118番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号118番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は17,370平方メートル、申出地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計1,288平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は平成27年、4回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11ペ

ージの案内図をご参照願います。

賃貸人は、100 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は■歳、自作の畑 12,719 平方メートル、利用集積による畑、4,651 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告願います。13 番 早川 新市 委員。

○13 番（早川 新市君）現地の状況は、耕うん状態で、農地として適正に管理されていしました。第 4 班といたしましては、利用集積の継続に問題ないといたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤推進委員。

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 118 番、申請地の状況を確認したところ、早川委員が述べられたとおり、草が少し生えている状態で、農地として適正に管理されております。また、園芸協会に加入しているということで、推進員といたしましては、利用集積の設定は妥当であると思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 118 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 119 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 119 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 10,462 平方メートル、申出地は[REDACTED]外 3 筆、登記地目雑種地及び畑、現況地目畑、地積合計 1,982 平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 9 年、10 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の畑 1,945 平方メートル、利用集積による畑、8,517 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は 本人、母の 2 名で、従事日数は 280 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告願います。13 番 早川新市 委員。

○13 番（早川 新市君）現地の状況は、耕うん状態で、農地として適正に管理されていきました。第 4 班といたしましては、利用集積の継続に問題ないいたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 119 番の現地を確認したところ、耕うん状態で、また 10 回目ということでもあり、推進員といたしましては、農用地利用集積の決定には問題ないいたしました。皆さんのご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 119 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 120 番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 120 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 30,225 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■外 2 筆、地目畑、地積合計 2,973 平方メートルでございます。

利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 3 年、2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑 1,288 平方メートル、利用集積による畑、28,937 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 340 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告願います。13 番 早川新市 委員

○13 番（早川 新市君）現地の状況は、耕うん状態で、農地として適正に管理されていきました。第 4 班といたしましては、利用集積の決定に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤推進委員。

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 120 番の現地の状況は、早川委員のおっしゃったとおりの耕うん状態で、農地して適正に管理されております。また、賃借人は、園芸協会に加入し熱心に農業に取り組んでいると聞いております。推進委員といたしましては、利用集

積の決定に問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 120 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 121 番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 121 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 2,463 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積合計 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 30 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑 750 平方メートル、利用集積による畑、1,713 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 200 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告願います。13 番 早川 新市 委員。

○13 番（早川 新市君）現地の状況は、ニンニク、キャベツ等の品目が作付けされていまして。第 4 班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。以上で

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第３地区 志澤推進委員。

皆さんのご審議よろしくお願いします。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

(賛成委員挙手)

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 122 番を審議いたします。事務局より説明願います。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 122 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行います。

11

よる畑、1,883 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 250 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告願います。13 番 早川新市 委員

○13 番（早川 新市君）現地の状況は耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして、第 4 班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤推進委員。

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整備番号 122 番の現地を確認したところ、耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。また賃借人は園芸協会に加入し熱心に農業に取り組んでいると聞いており、推進員といたしましては、農用地利用集積の決定に問題ないと判断しました。皆さんのご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 122 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 123 番を審議いたしますが、整理番号 123 番、124 番の 2 件は申出人であります借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 123 番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 73,412.5 平方メートル、申出地は [REDACTED]、地目畑、地積合計 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 26 年、4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、100 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 124 番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。申出地は、[REDACTED] 外 1 筆、地目畑、地積合計 973 平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 123 番と同一でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、260 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この 2 件の借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の畑 3,864 平方メートル、利用集積による畑 16,844 平方メートル、その他、海老名市、厚木市、愛川町において、合計 52,704.5 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、従業員 2 名の計 3 名で、従事日数は 360 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告願います。13 番 早川 新市 委員。

○13 番（早川 新市君）現地の状況は、[REDACTED] はレタス、[REDACTED]、[REDACTED] は長ネギが作付けされておりました。第 4 班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤推進委員。

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号123の現地の状況は、早川委員のおっしゃるとおり、
■番はレタス、■、■は、長ネギが作付けされておりました。農地として適正に
管理されており推進員といたしましては、農用地利用集積は問題ないと判断しました。皆
さんのご審議よろしくをお願いします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご
発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農用地利用集積計画決定
事案、整理番号123番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出
のとおり可決されました。

続いて、整理番号124番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出
のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号125番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書24ページ、25ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号125番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は4,887平方メートル、申出地は■
■外2筆、地目田、地積合計1,485平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月
31日までの3年間でございます。利用目的は水稻、設定初年は令和3年、2回目の権利設
定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。
場所につきましては、25ページの案内図をご参照願います。

貸人は、300日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行
いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は■歳、自作の田2,141平方メートル、畑1,261平方メ

ートル、利用集積による田 1,485 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、夫の 2 名で、従事日数は 300 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告願います。13 番 早川新市 委員。

○13 番（早川 新市君）現地の状況は、稲刈り後の状態となっていました。第 4 班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断しました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 125 番の申請地を確認したところ、東根の 1172、1173、1174、いずれも稲刈り後でございまして、農地として適正に管理されておりました。推進員といたしましては、農用地利用集積の継続については問題ないと判断しました。皆さんのご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 125 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 126 番を審議いたします。事務局より説明願います

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 26 ページ、27 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 126 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 7,911 平方メートル、申出地は[REDACTED]外 2 筆、地目畑、地積合計 1,795 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期

間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。利用目的は果樹、設定初年は令和6年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、27ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、150日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、相模原市において、自作の樹園7,911平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は本人1名で、従事日数は150日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告願います。13番 早川 新市 委員。

○13番（早川 新市君）現地の状況は耕運状態で、農地として適正に管理されておりました。第4班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第3地区 志澤推進委員。

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号126番を現地確認したところ、耕うん状態でした。また、今回契約には新規ということで、先ほど説明あったとおり相模原で果樹をやっており、ブドウとかんきつ類をそこで作って、ワイン、ジュースを作って販売しているということで、また申請地でも、ブドウを作って、自家製のワインを作り販売するという事です。ここの近くのぎょうてん屋の隣で今も販売しているらしいです。そういったことで、推進員といたしましては、農用地利用集積の決定については問題ないと判断しました。皆さんのご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号126番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程第2号、議案第61号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案を議題といたします。整理番号20番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書28ページ、29ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願 事案、整理番号20番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外2筆、地目畑、地積合計2,700平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法 第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年2月25日から令和6年3月28日まで、相続開始年月日は、平成11年5月3日で、今回が8回目の証明願いでございます。場所につきましては、29ページの案内図をご参照願います。

申請人は、耕運機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の3名で、従事日数は250日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。13番 早川 新市 委員。

○13番（早川 新市君）申請地は、[REDACTED]ほか2筆、合計2700平方メートルです。申請者は、意欲的に農業に取り組み、適正に農地を維持管理されていると認められましたので、第4班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。8番 木村委員

○8番（木村 寛君）3月20日に、現地確認並びに武藤さんにお会いしました。

土日には、息子さんも作業を手伝ってくれるということで、年をとりましたが、体が動く間はまだまだ続けていきたいとお話でした。引き続き農業経営を行っている旨の証明発行につきましては、問題ないと思います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営

を行っている旨の証明願事案、整理番号 20 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 21 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 30 ページ、31 ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 21 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外 2 筆、地目畑、地積合計 3,453 平方メートルでございます。内容につきましては、整理番号 20 番と同一で、引き続き農業経営を行っている期間は、令和 2 年 12 月 26 日から令和 6 年 3 月 28 日まででございます。相続開始年月日は、平成 14 年 3 月 14 日で、今回が 7 回目の証明願いでございます。場所につきましては、31 ページの案内図をご参照願います。

申請人は、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は、本人、母の 2 名で、従事日数は 260 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 早川 新市 委員。

○13 番（早川 新市君）申請地は、[REDACTED]ほか 2 筆、合計 3,453 平方メートルです。

ネギ、ジャガイモ、豆類など多品目が作付けされていました。

申請者は、意欲的に農業経営に取り組み、農地を適正に管理されていると認められましたので、第 4 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。8 番 木村委員。

○8 番（木村 寛君）3 月 20 日現地で見上さんにお会いしてきました。現状については、代表委員の報告のとおりでございました。見上さんは[REDACTED]に勤めておりまして、農業に対して、奥様、母親とですね、作業を行っているということでございました。引き続き農業経営を行っている証明発行につきましては、問題ないと思います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 21 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 22 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 32 ページ、33 ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 22 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]、登記地目山林、現況地目畑、地積 1,169 平方メートルでございます。内容といたしまして、整理番号 21 番と同一で、引き続き農業経営を行っている期間は、令和 3 年 3 月 26 日から令和 6 年 3 月 28 日まででございます。相続開始年月日は、平成 20 年 6 月 15 日で、今回は 5 回目の証明願いでございます。場所につきましては、33 ページの案内図をご参照願います。

申請人は、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、妻の 2 名で、従事日数は 300 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 早川 新市 委員。

○13 番（早川 新市君）申請地は、[REDACTED]、[REDACTED]平方メートルです。

申請地は、竹林となっております。申請者は意欲的に農業に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 4 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）[REDACTED]さんですね、この土地は、今現在、竹林、竹がちょっと出ていると思います。竹の管理ですけども、きれいやられております。農業経営を行っている旨の証明について、問題ないと思いますのでよろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 22 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第 3 号、議案第 62 号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案を議題といたします。整理番号 3 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 34 ページ、35 ページをご覧ください。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号 3 番でございます。

申出人である、農業の主たる従事者及び申出者は記載のとおりでございます。買取り申出生産緑地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積 2,721 平方メートルでございます。

内容といたしましては、「生産緑地の買取り申出を行うに当たり、生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者である旨の証明」でございます。買取り申出事由といたしましては、「農業の主たる従事者の死亡」、買取り申出事由が生じた年月日は、令和 5 年 8 月 19 日でございます。「当該生産緑地は主たる従事者が生前、年間 100 日ほど耕作をされていた」との申し出でございます。場所につきましては 35 ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告願います。13 番 早川 新市 委員

○13 番（早川 新市君）申請地は、XXXXXXXXXX、2721 平方メートルで、現地はクリが栽培されていました。第 4 班といたしましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。7 番 早川 晴子 委員。

○7 番（早川 晴子君）3 月 14 日現地に伺い、申出人の奥様に面会し、現地を案内していただきました。お父様が亡くなられて、相続税が大変とのことを伺いました。現地はクリの木が植わっており、とてもきれいに下草も刈り取られており、手入れが行き届いている状態です。申請者はほかにも仕事をしつつ、ご夫婦で農業経営にも取り組み、農地を適正に維持管理にしていると認められました。また、今後も維持管理する意向を確認しましたの

で、主たる従事者についての証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご協議をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号 3 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願出のとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第 4 号、議案第 63 号、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 36 ページ、37 ページをご覧ください。

「綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程の一部を改正する規程」について、でございます。改正理由につきましては、農地法の改正に伴う規定の一部の改正、及び地方公務員法の一部改正による、職員の定年年齢の引上げ等に伴い、管理監督者が 60 歳到達後に役職を降任するため、綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例が改正されます。この改正に伴い、職務内容等の明確化、及び職務の整理が行われたため、引用条項及び事務局職員の職名の変更について、所要の改正を行うものでございます。制定日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等ありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程の一部を改正する規程について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第 5 号、議案第 64 号、綾瀬市農業委員会令和 6 年度最適化活動の目標の設定等の承認について、を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 38 ページをご覧ください。

綾瀬市農業委員会、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等案の承認について、でございます。

提案理由としましては、国通知に基づき、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について作成いたしましたので、その承認を求めるものでございます。39 ページをご覧ください。農業委員会の体制及び、2020 農林業センサス等による、農家・農地等の概要など、農業委員会の状況等について、記載しております。

次に 40 ページをご覧ください。最適化活動の目標でございます。

最適化活動の成果目標については、記載のとおりでございます。農地の集積につきましては、農業従事者の高齢化等により耕作放棄地の増加や、担い手の確保が課題となっております。令和 6 年度の目標につきましては、過去 5 年間の実績を基に 1 ヘクタールに設定し、目標以上の増加を達成できるよう、担い手への集約化や新規就農者の確保を行うとともに、後継者のいない高齢農業者等に対して、農用地利用集積制度の周知を図り、遊休農地の解消を行って参りたいと考えております。

41 ページ上段をご覧ください。新規参入者の促進でございます。令和 5 年度は、1 件の新規参入を実現いたしました。が、耕作者の高齢化等の問題のほか、参入希望者の条件に見合う農地が少ないことから、前述の農地の集積を行いながら、新規就農者の確保を促進していく必要があると考えております。下段をご覧ください。最適化活動の活動目標でございます。農地の最適化を推進する活動としましては、農地最適化推進委員を中心に、年 2 回行う、農地パトロールの結果を踏まえ、疑義のある農地の追跡調査を計画的に実施し、是正指導及び遊休農地の利用意向調査を行って参ります。また、新たな担い手の確保に向けた活動等につきましては、引き続き、農地利用最適化推進委員等の協力をいただきながら、新規参入相談会に参加するなど、活動を行って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農業委員会、

令和6年度最適化活動の目標の設定等案の承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第6号、報告第14号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（浦山事務局長）それでは、議案書の42ページをご覧ください。

日程第6号 報告第14号 専決処分等についてでございます。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出が3件、同法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告が1件ございましたので、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号の規定により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

始めに、農地法第5条第1項第6号の規定による届出、整理番号46番から48番の3件でございます。

転用の内容は、整理番号46番は工場敷地、47番は介護施設敷地、48番は住宅敷地となっており、地積合計948.55平方メートルでございます。

専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、議案書の43ページをご覧ください。2の「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告」についてでございます。農地所有適格法人は、毎年、事業年度終了後、事業の状況について農業委員会に報告することとなっております。

1は、「法人の概要」でございます。「代表者氏名」、及び「所在地」は記載の通りでございます。「経営面積」は、綾瀬市及び厚木市で16,132平方メートルでございます。2の「事業の種類等」ですが、「生産する農畜産物」は、果樹、「売上高」は、令和5年度の実績で439,504円でございます。3の「利用権の設定を受けた農地」は、記載の通りで、合計、10,803平方メートルでございます。以上、専決処分等の報告といたします。よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 14 号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、第 9 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 37 分 閉 会